**意　見　陳　述　書**

２０１３（平成２５）年９月１０日

原告ら訴訟代理人

弁護士　久保木　亮　介

　私は、本日付け準備書面（４）の要旨を述べます。

１、原子力発電所の特異性と厳格な安全対策の必要性について

（１）　政府事故調の最終報告書は、「原子力発電所の大規模な事故は、施設・設備の壊滅的破壊という事故そのものが重大であるだけでなく、放出された放射性物質の拡散によって、広範な地域の住民等の健康・生命に影響を与え、市街地・農地・山林・海水を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらすという点で、きわめて特異である」と述べますが、このことは事故前からたびたび指摘されてきました。

（２）　特に、歴史上繰り返し津波による被害に見舞われてきた日本では、津波対策こそ原発事故対策の中心に据えられるべきでした。

１９９３年の北海道南西沖地震津波を受け、１９９８年、国土庁などによる「地域防災計画における津波対策強化の手引き」が公表されました。そこでは、過去にそこで発生した最大の津波だけでなく、地震の可能性が指摘されている地域については、別途想定し得る最大規模の地震津波を検討し、常に安全側の発想から津波を想定しなければならないとされていました。

防災一般でさえ、このような津波対策が求められる以上、原発ではなおさら、より厳格に、徹底的に安全側にたった津波対策が求められることは明白です。同時に、想定を超える事故は常に起こり得るという前提に立って、過酷事故――シビアアクシデントといいます――対策を講じておくべきことも当然でした。

２、津波地震と貞観地震タイプ

日本海溝では、世界最大の海洋プレートである太平洋プレートが、東北地方を載せた北アメリカプレートの下に沈み込んでいます。引きずり込まれたプレートは、元に戻ろうとして急激にずれ、地震が生じます。海溝に近いプレート境界面がずれ、その上の海底のみが急激に大きく隆起すると、地震の規模の割に非常に大きな津波が引き起こされます。これが「津波地震」です。２万人以上の犠牲者を出した１８９６年の明治三陸沖地震津波がその代表例です。

他方、プレート境界のより深い所で幅の広いずれが生じると、広い範囲で海底が隆起し、水面がゆっくりと上昇し、波長と周期の長い津波が生じます。８６９年の貞観津波がその典型例とされています。

３、２００２（平成１４）年の「長期評価」と「津波評価技術」

（１）　１９９５年の阪神淡路大震災を契機に設置された文部科学省の地震調査委員会――れっきとした国の機関です――は、２００２年に「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を発表しました。この長期評価では、明治三陸沖地震と同様の津波地震が、日本海溝沿いのどこでも発生する可能性があり、発生確率は３０年以内に２０％程度とされています。

（２）　被告東京電力自身による２００８年の試算によれば、明治三陸沖地震を福島県沖の日本海溝付近で想定すると、福島第一原発２号機付近で９．３ｍ、５号機付近で１０．２m、敷地南部で１５．７ｍとの津波高さとなり、しかも不確実性を考慮すれば２～３割程度津波水位は大きくなる、との結果となりました。福島第一原発の敷地高さは１０ｍですから、浸水は確実です。

２００２年の長期評価を受け、被告東京電力が直ちにこの試算を実施し、原子力発電所の安全確保に努めていれば、津波による浸水と全交流電源喪失を回避できたことは明白です。

（３）　しかし、実際に被告東京電力が成したことは、他の電力事業者と協力して土木学会津波評価部会を立ち上げ、過去に起こった場所付近でしか将来も津波地震は起きないという、何ら科学的根拠のないお手盛りの基準を作り上げることでした。それが２００２年の「津波評価技術」です。

４、０２～０６年　津波に関する調査・研究のさらなる進展

（１）２００３年、津波地震研究の権威である研究者により、明治三陸地震は、マグニチュード８．６あるいはマグニチュード９．０と推定されることが示されました。これは「長期評価」の想定マグニチュード８．２を大幅に上回る数値です。

（２）０４年スマトラ沖地震について

２００４年１２月には、日本海溝と同様に超巨大地震は起こらないと言われていた、スマトラ島西側を走るスンダ海溝で、巨大連動地震と津波が発生し、２２万人以上が犠牲となりました。

インドのマドラス原発では、津波でポンプ室が浸水し、非常用海水ポンプが運転不能になる事故が発生し、津波により原子力発電所の重要設備が使用不能になる事態が現実のものとなりました。

（３）　マドラス原発の事故等を受けて被告国と被告東京電力が行った２００６年の溢水勉強会では、被告東京電力から、福島第一原発５号機について、１０ｍの津波水位が長時間継続すれば非常用海水ポンプが使用不能となること、１４ｍであればタービン建屋、サービス建屋から海水が流入し、電源喪失に伴い原子炉の安全停止に関わる電動機等が機能を喪失することが報告されました。

それでも被告国（保安院）は、被告東京電力に対し、津波については、東電が採用する手法による評価で良いと述べ、非常用海水ポンプについての対策を要望するのみでした。被告東京電力も、本件事故時点まで、海水ポンプの軽微な対応策を除き、具体的な対応策を何ら取りませんでした。

５、貞観津波についてのさらなる調査・研究の進展

（１）　被告国（文部科学省）の委託により産業総合政策研究所が実施した津波堆積物調査やシュミレーションにより、２００６年以降、貞観津波や過去の巨大地震・津波についての知識と理解は飛躍的に前進しました。

２００８年１０月に被告東京電力が行った試算によれば、福島第一原発１～４号機で津波水位８．７ｍ、６号機では９．２ｍ、しかも不確実性を考慮すれば２～３割程度津波水位は大きくなる、との結果が示されました。

また、２０１０年には、浪江町請戸地区で貞観津波の堆積物が発見されました。

　（２）　しかし、被告東京電力は、貞観地震を無視すべきではないとの訴えが繰り返しなされていたにもかかわらず、「まだ情報を収集する必要がある」などと述べて議論を先送りにし、被告国もこれに同調してしまいました。

第３、まとめ

以上のとおり、被告東京電力は、２００２年あるいは遅くとも２００６年までには、福島第一原発敷地に浸水し、原子炉施設を水没させ、全交流電源喪失に至らしめるだけの津波を予見しえたことは明白です。しかし、被告東京電力は、２００６年はおろかその後においても、必要な津波対策・シビアアクシデント対策に取り組もうとしなかったのです。その故意にも等しい過失責任を厳しく指摘し、結びとします。

以　上